

# 大分県指定構造計算適合性判定機関指定基準

## 第1 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項及び第2項の規定に基づき、大分県知事が構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）の指定について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 用語の定義

この基準において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、建築基準法に基づく指定資格検査機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）及び指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日国住指第4540号。以下「準則」という。）において使用する用語の例による。

## 第3 指定区分

判定機関の指定は、法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第6条の3第1項及び第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）について、構造計算に係る床面積（法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物についてが、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積）が5,000平方メートル以下のもので、次のいずれかの構造計算によって安全性を確かめる建築物のみを判定する機関について行う。

- 一 政令第81条第2項第1号イに定める構造計算
- 二 政令第81条第2項第2号イに定める構造計算

## 第4 指定要件

大分県知事の指定を受けようとする判定機関（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件に適合するものとする。

### 1 総則

法、政令、規則、機関省令及び準則に定める規定に適合すること。

### 2 業務区域

専ら大分県内全域を業務区域とすること。

### 3 業務範囲

第3に規定する業務とすること。

### 4 事務所の所在地等

法第77条の35の9に規定する判定員において判定の業務を行う事務所を大分県内に置くこと。

### 5 専門的な識見を有する者の選任

法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第3項及び第18条第6項に規定する専門的な識見を有する者をあらかじめ選任すること。

### 第5 指定手続

申請者は、機関省令第31条の3各号に掲げる書類、第4第5項および判定手数料に関する書類を添えて大分県知事に提出しなければならない。

### 第6 指定の更新

第4の規定は、法第77条の35の7の規定による指定の更新の場合について準用する。

### 第7 指定の解除

知事は、判定機関が指定基準に適合していないと認める場合には、判定の業務の全部もしくは一部の指定を解除することができる。

### 第8 その他

この基準に定めるもののほか、判定機関の指定に必要な事項は、建築住宅課長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成27年12月25日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和7年4月1日から施行する。